

平成十七年厚生労働省令第三十七号

医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令  
薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十一条第三項（同条第九項及び同法第十九条の四において準用する場合を含む。）並びに同法第十四条の四、第四項及び第十四条の六、第四項（これらの規定を同法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 職員及び組織（第五条—第八条）	第三章 試験施設及び機器（第九条・第十条）	第四章 試験施設等における操作（第十一条・第十二条）	第五章 被験物質等の取扱い（第十三条・第十四条）	第六章 試験計画書及び試験の実施（第十五条）	第七章 報告及び保存（第十七条・第十八条）	第八章 複数の場所にわたって実施される試験（第十九条）
附則							

（趣旨）  
第一章 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二十三条の二の五第三項及び第十二項（同条第十五項及び法第二十三条の二の十第七項において準用する場合並びに法第二十条の二の六の二第五項（法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）並びに第二十三条の二の九第四項（法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。以下同じ。）の厚生労働省令で定める基準のうち、医療機器の安全性に関する非臨床試験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百十四号の十九第一項第一号）及び第二項において準用する場合を含む。）及び第一百四十四条の四十第一項（第一百四十四条の八十一において準用する場合を含む。）の資料のうち

生物学的安全性に関するものの収集及び作成のために、試験施設又は試験場所において試験系を用いて行われるものに限る。以下「試験」という。に係るものと定める。

（定義）  
第二条 この省令において「被験物質」とは、試験において安全性の評価の対象となる医療機器又はその原材料（原材料を構成する化学的物質又は生物学的物質を含む。）をいう。  
第三条 「对照物質」とは、試験において被験物質と比較する目的で用いられる医療機器又は化学的物質若しくは生物学的物質をいう。

（職員）  
第六条 運営管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。  
一 試験ごとに、試験に従事する者のうち、当該試験の実施、記録、報告等について責任を有する者（以下「試験責任者」という。）を指名すること。  
二 試験施設で行われる試験がこの省令の規定に従つて行われていることを保証する部門（以下「信頼性保証部門」という。）の責任者（以下「信頼性保証部門責任者」という。）を指名すること。  
三 信頼性保証部門責任者がその業務を適切に行つていることを確認すること。  
四 被験物質若しくは对照物質又はこれを含む混合物の同一性、純度、安定性及び均一性について試験できるものは、当該試験を適切に行つていることを確認すること。

（試験委託者の責務）  
第四条 試験を委託する者は、委託する試験がこの省令の規定に従つて実施されなければならないものであることを受託する者に対して事前に通知しなければならない。  
一 前項の場合において、試験を委託した者又はその地位を承継した者（以下「試験委託者等」という。）は、当該試験がこの省令の規定に従つて実施されていること及び実施されたことを確認しなければならない。

（試験責任者）  
第七条 試験責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。  
一 各試験がこの省令の規定、標準操作手順書及び試験計画書に従つて行われていることを確認すること。  
二 生データが正確に記録され、かつ適切な措置が講じられていることを確認すること。

（試験施設）  
第五条 試験に従事する者及び次条第一号（第九条第二号において準用する場合を含む。）に規定する信頼性保証部門に属する者は、その業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な教育若しくは訓練を受けた者又は職務経験を有する者であつて、当該業務を遂行しうる能力を有するものでなければならない。  
一 試験に従事する者は、被験物質、对照物質及び試験系を汚染しないよう、保健衛生上必要な注意を払わなければならない。

（試験計画書）  
第六条 試験計画書は、主に以下の項目を記載しなければならない。  
一 試験の実施、記録、報告等について責任を有する者（以下「試験責任者」という。）を指名すること。  
二 試験施設で行われる試験がこの省令の規定に従つて行われていることを保証する部門（以下「信頼性保証部門」という。）の責任者（以下「信頼性保証部門責任者」という。）を指名すること。  
三 信頼性保証部門責任者がその業務を適切に行つていることを確認すること。  
四 被験物質若しくは对照物質又はこれを含む混合物の同一性、純度、安定性及び均一性について試験できるものは、当該試験を適切に行つていることを確認すること。

（試験の実施に係る基準）  
第七条 法第二十三条の二の五第一項又は第二十一条の二の十七第一項の承認を受けようとする者は又は受けた者が行う試験の実施に係る法第二十三条の二の五第三項及び第十二項並びに第二十三条の二の九第四項の資料の収集及び作成については、次条から第十九条までの規定の定めるところによる。

（試験委託者の責務）  
第八条 試験を委託する者は、委託する試験がこの省令の規定に従つて実施されなければならないものであることを受託する者に対して事前に通知しなければならない。

（信頼性保証部門）  
第九条 信頼性保証部門責任者は、次に掲げる業務を自ら行い、又は試験ごとの担当者を指名し、その者に行わせなければならない。  
一 主計画表の写しを保存すること。  
二 標準操作手順書及び試験計画書の写しを保存すること。

（信頼性保証部門）  
第十条 試験の信頼性を保証することができる適当な時期に、試験の調査を行い、当該試験がこの省令の規定に従つて行われていることを確認するとともに、当該調査の内容、結果及び改善のための指摘事項、これに対して講じられた措置並びに再調査の予定等を記載した文書を作成し、保存すること。

（試験施設）  
第十一条 試験施設で行われる全ての試験について、試験委託者等の氏名（法人にあつては、その名称）、試験責任者の氏名、試験系、試験の種類、試験開始の日付、試験の進捗状況、最

終報告書の作成状況等を被験物質ごとに記載した書類（第八条第一項第一号において「主計画表」という。）を作成し、保存すること。

十 その他試験施設の運営及び管理に関する業務

（試験責任者）  
第十二条 試験責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 各試験がこの省令の規定、標準操作手順書及び試験計画書に従つて行われていることを確認すること。

二 生データが正確に記録され、かつ適切な措置が講じられていることを確認すること。

三 予見することができなかつた試験の信頼性に影響を及ぼす疑いのある事態について、その内容及び改善措置が文書により記録されていることを確認すること。

四 次条第一項第三号の指摘事項及び同項第四号の勧告により改善を行うこと。

五 試験系が試験計画書に従つているものであることを確認すること。

六 試験計画書、標本、生データその他の記録文書、最終報告書及びこれらの変更又は訂正に係る文書（以下「試験関係資料」という。）を適切に管理し、試験終了後に試験関係資料を保存する施設（第九条第四項及び第十八条に係る文書（以下「試験計画書」という。）に適切に移管すること。

七 その他試験の実施、記録、報告等の管理に関する業務

八 試験に従事する者及び信頼性保証部門に属する者についての教育及び訓練の内容並びに職務経験を記録した文書並びに職務分掌を明記した文書を作成し、これらを保存すること。

九 試験施設で行われる全ての試験について、

試験委託者等の氏名（法人にあつては、その名称）、試験責任者の氏名、試験系、試験の種類、試験開始の日付、試験の進捗状況、最



- 十 試験成績及びその考察並びにこれらの要約
- 十一 生データ及び標本の保存場所
- 十二 試験責任者の署名及びその日付
- 十三 第八条第一項第八号の規定により信頼性保証部門責任者が作成し、署名した文書
- 十四 その他必要な事項
- 2 試験責任者は、最終報告書を訂正する場合は、その日付、訂正箇所、理由その他必要な事項を文書により記録し、これを署名の上最終報告書とともに保存しなければならない。
- (試験関係資料の保存)
- 第十八条** 運営管理者は、試験関係資料を資料保存施設において適切に保存しなければならない。
- 2 運営管理者は、資料保存施設の管理の責任者(次項において「資料保存施設管理責任者」という)を置かなければならない。
- 3 資料保存施設管理責任者が許可した者以外の者は、資料保存施設に立ち入ることができない。
- 4 運営管理者は、試験業務が廃止され、又は休止された場合には、試験関係資料をその業務を承継する者又は試験委託者等(次項において「資料承継者」という)に引き渡さなければならぬ。
- 5 資料承継者については、第一項から第三項までの規定を準用する。
- 第八章** 複数の場所にわたって実施される試験
- (遵守事項)
- 第十九条** 試験が複数の場所にわたって実施される場合には、第四条から前条までに定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。
- 一 運営管理者は、試験場所における試験成績の信頼性の確保を図るため、試験施設と試験場所との連絡体制の確保等必要な措置を講じなければならない。
- 二 試験場所の運営及び管理について責任を有する者(以下「試験場所管理責任者」といふ。)については、第六条、第十一条第一項から第三項まで並びに前条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。この場合において、第六条第一項中「試験の実施、記録、報告等について責任を有する者(以下「試験責任者」とあるのは「委託された試験の一部の実施、記録、報告等について責任を有する者

- (以下「試験責任者」と、同条第二号、第九号及び第十号並びに第十一条第三項中「試験施設」とあるのは「試験場所」と、第六条第九号中「試験責任者」とあるのは「試験責任者及び試験主任者」と読み替えるものとする。)
- 三 試験主任者については、第七条の規定を準用する。この場合において、同条第四号中「次条第一項第三号」とあるのは「第十九条第四号において準用する次条第一項第三号」と、「同項第四号」とあるのは「第十九条第四号」と「同項第四号」とあるのは「第十九条第四号」において準用する次条第一項第四号」と読み替えるものとする。
- 四 第二号において準用する第六条第二号の規定に基づき、指名された信頼性保証部門責任者については、第八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第四号中「運営管理者及び試験責任者」とあるのは「運営管理者、試験責任者、試験場所の運営及び管理について責任を有する者(以下「試験場所管理責任者」という。)及び試験主任者」と、同項第五号中「運営管理者及び試験責任者」とあるのは「運営管理者、試験責任者、試験場所管理責任者及び試験主任者」と、同項第六号中「第七条第三号の試験責任者」とあるのは「第十九条第三号において準用する第七条第三号の試験主任者」と、同項第七号及び第八号中「運営管理者及び試験責任者」とあるのは「運営管理者、試験責任者、試験場所管理責任者及び試験主任者」と、同項第十号及び同条第三項中「試験施設」とあるのは「試験場所」と読み替えるものとする。
- 五 試験場所については、第九条の規定を準用する。
- 六 試験場所で実施される試験に従事する者については、第十一条第四項並びに第十六条第一項及び第四項中「試験責任者」とあるのは「試験責任者及び試験主任者」と読み替えるものとする。

**第一条** (施行期日)  
この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。  
**附 則** (平成二十六年十一月二十五日)  
省令第八七号抄

**第二条** (施行期日)  
この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。  
**附 則** (令和二年八月三一日厚生労働省令第二〇八号)  
令第二〇八号抄

**第三条** (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (令和二年五月二〇日厚生労働省令第二〇八号)  
令第二〇八号抄

**第一条** (施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附 則** (令和四年五月二〇日厚生労働省令第八四号)  
令第八四号抄

1 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

この省令は、平成二十年八月十五日から施行する。

号及び第十号並びに第十一条第三項中「試験施設」とあるのは「試験場所」と、第六条第九号中「試験責任者」とあるのは「試験責任者及び試験主任者」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二六年七月三十日厚生労働省令第八七号)  
省令第八七号抄

**第一条** (施行期日)  
この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二〇年六月一三日厚生労働省令第一一五号)  
省令第一一五号